



別記第4号様式（第7条関係）

一般廃棄物処理業許可証

東衛指令第290号
令和7年6月17日

旭星クリーン株式会社
茂田 貴範 様

東神楽町長 山本 進



令和7年6月10日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、東神楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の規定により、これを許可します。

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 1 取扱廃棄物の種類 | 一般廃棄物全般（家庭系、事業系、粗大ごみ、樹木など） |
| 2 収集・運搬及び処分の別 | 収集及び運搬 |
| 3 許可の有効期間 | 令和7年7月10日から
令和9年7月9日まで |
| 4 廃棄物の処分先 | 大雪清掃組合、美瑛町一般廃棄物ごみ埋立処分場ほか |

遵守事項

- 許可書は他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 許可申請書の記載事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に届け出ること。
- 毎月5日までに、前月中の一般廃棄物収集運搬状況の報告をすること。
- 許可書の有効期間が満了したとき、又は事業の廃止若しくは許可を取り消されたときは、その月の10日以内に許可書を返納すること。
- その他関係法令及び条例の規則を遵守すること。